

笑顔で男女が共に輝くあさぎり町

あさぎり町 男女共同参画推進基本計画

(第2次) 改訂版



平成29年3月
あさぎり町

はじめに

わが国では、平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法」において、男女共同参画社会の実現を「21世紀のわが国社会を決定する最重要課題」と位置付け、男女が性別に関わりなく、お互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指し、総合的な政策が展開されています。

本町においても、「あさぎり町総合計画」に掲げる「幸せ感じる交流空間の構築」の基本目標の下、魅力的な地域づくりを推進するため、平成23年3月に「あさぎり町男女共同参画推進基本計画」を策定し、この計画に基づき、男女共同参画の意識啓発や具体的な仕組みづくりに取り組んでまいりました。

しかしながら、昨年実施いたしました「男女共同参画に関する町民意識調査」の結果からは、男女の平等感が高いとはいえ、男女の固定的な役割分担意識も未だに残っているという課題が明らかになっており、また、政策・方針決定過程における女性の参画拡大など、継続的な取組が求められる課題も残されています。

今回策定いたしました第2次あさぎり町男女共同参画推進基本計画では、第1次計画に引き続き、「笑顔で男女が共に輝くまちづくり」を基本理念に掲げ、男女がお互いにその人権を尊重するという考えの下、あらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れ、積極的に計画を進めてまいります。

男女共同参画社会の実現には、行政だけでなく、町全体が一体となって取り組んでいくことが必要です。事業所、各種団体及び町民の皆様におかれましても、それぞれの立場において積極的に取り組んでいただきますよう、今後一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重な御意見をいただきましたあさぎり町男女共同参画推進懇話会委員の皆様をはじめ、町民意識調査に御協力いただきました町民の皆様や関係者の方々に心より御礼申し上げます。

平成29年3月

あさぎり町長 愛甲 一典

目 次

第1章 計画の策定の趣旨

1	計画策定の目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
4	計画策定の背景	2

第2章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	4
2	基本目標	4

第3章 施策の内容

基本目標 1	男女共同参画の意識づくり	7
基本目標 2	男女共同参画社会のための総合推進体制づくり	10
基本目標 3	男女が共に自立し豊かに生きる地域社会の実現	13
基本目標 4	安全・安心な暮らしの実現	15
基本目標 5	計画推進体制の整備	17

資料編

男女共同参画社会基本法	18
あさぎり町男女共同参画推進懇話会設置要項	24
用語解説	25
あさぎり町男女共同参画に関する意識調査報告書	28

第1章 計画の策定の趣旨

1 計画策定の目的

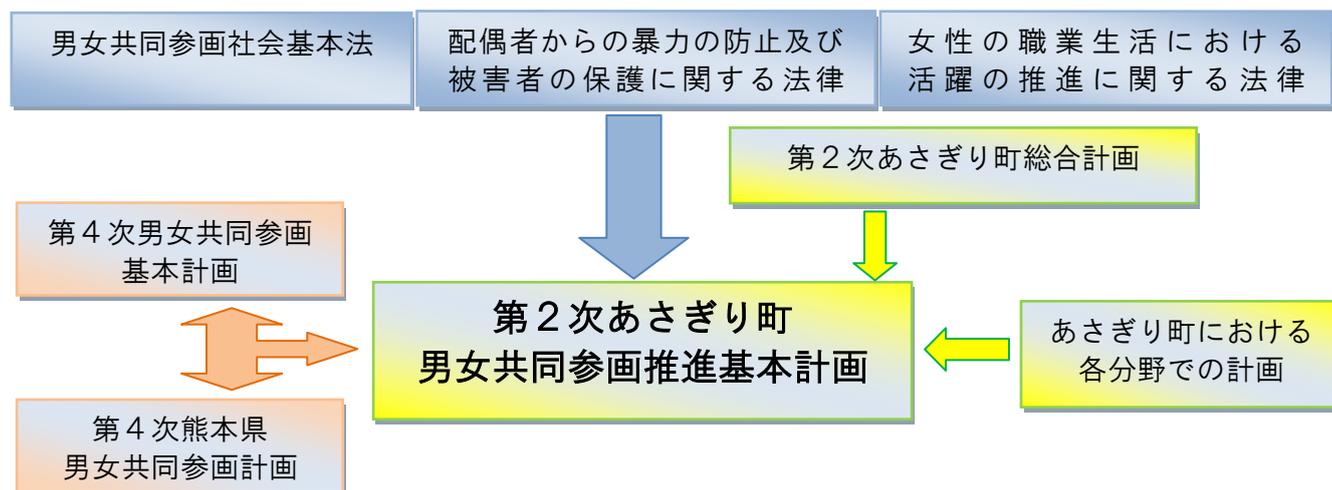
あさぎり町では、男女共同参画社会の実現を目指し、平成23年3月に「あさぎり町男女共同参画推進基本計画」を策定し、様々な施策に取り組んできました。

計画策定から6年が経過し、今回、第2次推進基本計画の改訂にあたることから、実施事業の評価と社会情勢の変化等を踏まえて、「あさぎり町男女共同参画推進基本計画」の基本方針は継続し、見えてきた課題や「あさぎり町男女共同参画に関する町民意識調査」（平成28年度実施）の結果を踏まえ、「第2次あさぎり町男女共同参画推進基本計画」を策定し、総合的に計画の推進を図ってまいります。

2 計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画であり、本町の上位計画である「あさぎり町総合計画」に掲げる「幸せ感じる交流空間の構築」の基本目標の下、本町における男女共同参画社会の形成に関する施策についての基本的な指針を提示するものです。国の第4次男女共同参画基本計画及び第4次熊本県男女共同参画計画を踏まえて策定しました。

また国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項並びに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」として、本計画と一体的に策定するものです。



3 計画の期間

この計画は、平成29年度から平成33年度までの5年間とし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて、随時必要な見直しを行います。

4 計画策定の背景

	世界（国連）	日 本	熊 本 県	あさぎり町
1975年(昭50)	国際婦人年 国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	総理府に婦人問題企画推進本部設置		
1976年(昭51)	「国際婦人の十年」始まる（～1985）			
1977年(昭52)		「国内行動計画」策定	商工労働水産部労政課に婦人行政担当窓口設置	
1979年(昭54)	国連第34回総会「女性差別撤廃条約」採択			
1980年(昭55)	「国際婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		県議会が国に「婦人の権利を確立するための意見書」提出 「県婦人問題行政推進会議」設置	
1985年(昭60)	「国際婦人の十年」ナイロビ世界会議 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准 「女性の年金権」確立	国連婦人の十年最終記念事業 「くまもと婦人フォーラム」開催	
1988年(昭63)			福祉生活部県民生活総室に婦人対策室設置	
1990年(平2)	国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
1991年(平3)		「育児休業法」公布		
1994年(平6)			「ハーモニープランくまもと」策定	
1995年(平7)	第4回世界女性会議(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児・介護休業法」公布改正（介護休業制度の法制化）	「県農産漁村女性ビジョン」策定	
1996年(平8)		内閣府に男女共同参画推進連携会議発足 「男女共同参画2000年プラン」策定		
1997年(平9)		「介護保険法」公布		
1999年(平11)		「男女共同参画社会基本法」公布・施行	女性副知事就任	
2000年(平12)	国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画」「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布・施行 「児童虐待の防止に関する法律」公布・施行	女性の熊本県知事誕生 「熊本県男女共同参画白書」発行	
2001年(平13)		内閣府に男女共同参画会議、内閣府男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行	「熊本県男女共同参画（ハーモニープランくまもと21）」策定 「熊本県農山漁村男女共同参画推進プラン」策定	

	世界（国連）	日 本	熊 本 県	あ さ ぎ り 町
2002年(平14)		アフガニスタンの女性支援に関する懇談会設置	熊本県男女共同参画推進条例施行 熊本県男女共同参画審議会設置	
2003年(平15)		「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 「少子化社会対策基本法」公布・施行	環境生活部に男女共同参画・パートナーシップ推進課設置	合併によりあさぎり町（旧上村・旧免田町・旧岡原村・旧須恵村・旧深田村）誕生
2004年(平16)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正		
2005年(平17)	国連「北京+10」閣僚級会合（ニューヨーク）	「第2次男女共同参画基本計画」策定	「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	
2006年(平18)			「第2次熊本県男女共同参画計画（ハーモニープランくまもと21）」策定 男女	あさぎり町男女共同参画推進懇話会設置要項 施行 担当課：福祉課
2007年(平19)				男女共同参画担当窓口を福祉課から総務課に移管 あさぎり男女共同推進懇話会設置
2008年(平20)		「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定	
2009年(平21)		「育児・介護休業法」改正（短時間勤務制度を事業主に義務化）	男女共同参画・パートナーシップ推進課を男女参画・協働推進課に名称変更	
2010年(平22)	国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）	「第3次男女共同参画基本計画」策定		男女共同参画に関する町民意識調査実施
2011年(平23)	UN Women 正式発足		「第3次熊本県男女共同参画計画（ハーモニープランくまもと21）」策定 男女参画・協働推進課を環境生活部に移管	「あさぎり町男女共同参画計画」策定
2012年(平24)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジ	「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定		
2013年(平25)		日本再興戦略閣議決定「女性の活躍推進」の位置づけ		男女共同参画リーフレット vol.2 全戸配布
2014年(平26)	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	日本再興戦略改訂閣議決定「女性の輝く社会の実現」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正	熊本県女性の社会参画加速化会議発足 「熊本県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第3次）」策定	
2015年(平27)	国連「北京+20」記念会合（第59回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク）） 第3回国連防災世界会議「仙台防災枠組」採択	「女性活躍加速のための重点方針（2015）」策定 女性活躍推進法公布 「第4次男女共同参画基本計画」策定	「熊本県女性の社会参画加速化戦略」策定	
2016年(平28)			「第4次熊本県男女共同参画計画」策定	男女共同参画に関する町民意識調査実施
2017年(平29)				「第2次あさぎり町男女共同参画推進基本計画」策定

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

笑顔で男女(みんな)が共に輝くまちづくり

～男女がともに自立し支えあう、多様性に富んだ活力ある社会づくり～

2 基本目標

基本目標1：男女共同参画の意識づくり

(1) 男女共同参画意識の啓発

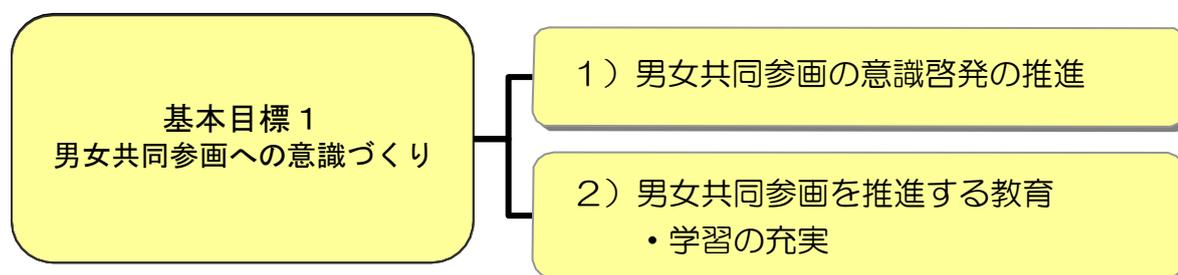
- ① 固定的な役割分担意識の払拭
- ② 男女共同参画に関する啓発・広報の充実
- ③ 町職員の男女共同参画意識の高揚
- ④ 意識調査・情報収集の蓄積と提供

(2) 男女共同参画啓発の推進

- ① 保育園・認定こども園・学校における男女共同参画啓発の推進
- ② 男女共同参画の視点に立った社会教育の推進

あさぎり町において、「政治や政策決定」「法律や制度」「社会通念・しきたり」における男女の平等感が高いとはいえ、男女の固定的な役割分担意識は未だ残っているといます。男女共同参画における不平等感を改善し、男女共同参画社会を実現するには、町民一人ひとりが男女共同参画に関する情報に触れ、学ぶ機会を持つことが重要です。広報誌や啓発チラシによる広報や研修会等の機会の創出により、男女共同参画の必要性を啓発します。

また、次世代を担う子どもたちの、人権と個性を認め合う意識を培うためにも、発達段階に応じた男女共同参画の理解促進が必要です。家庭と学校が相互に連携し、男女共同参画の視点に立った教育を推進するための体制や機会づくりを進めます。



基本目標2：男女共同参画社会のための総合推進体制づくり

(1) 男女共同参画の促進

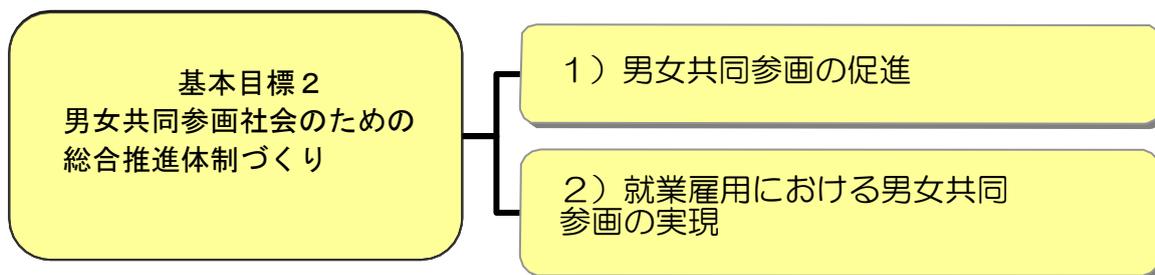
- ① 政策方針決定の場への女性の参画促進
- ② 男女共同参画の視点を活かした地域づくり
- ③ 国際理解及び交流の促進

(2) 就業雇用における男女共同参画の実現

- ①働く場における男女平等の促進
- ②多様な働き方への条件整備（ワークライフバランス、仕事と家庭の両立を目指して）
- ③男女共同参画の視点を活かした農林業の活性化

豊かで住みよい地域づくりには、男女が対等な立場でパートナーシップを築き、互いの意見が反映されていくことが必要であり、そのための社会の仕組みづくりが必要です。

今回の町民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を固定する考え方について、「同感しない」「やや同感しない」と回答した割合は7割を超え、前回調査から大幅な固定的役割についての意識が変わってきています。



基本目標3：男女が共に自立し豊かに生きる地域社会の実現

(1) 仕事と育児・介護の両立に向けた働き方改革

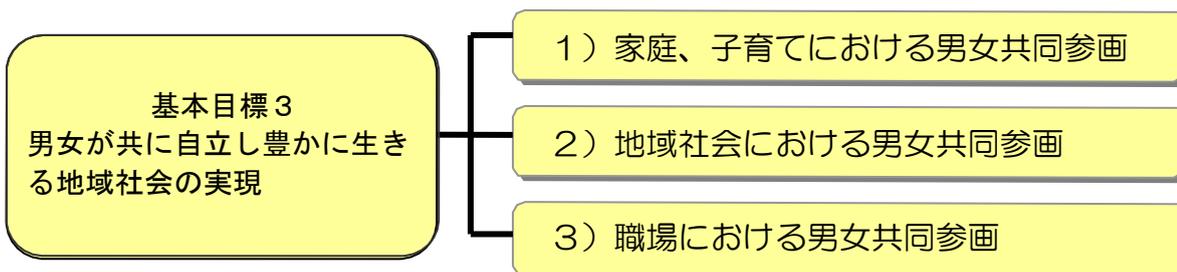
- ①男性の働き方の見直し
- ②子育て支援の充実
- ③介護・看護施策の充実
- ④保育・介護・看護事業への参加促進

(2) 自立を支える福祉の充実

- ①高齢化社会に向けての条件整備
- ②ひとり親家庭への支援
- ③相談事業の充実

家庭や職場において、共に支え合い、お互いの能力を活かし、男性も女性も希望する生き方ができる環境づくりをめざします。そのためには、女性に負担が偏りがちな子育てや介護、家事などに男女が共に参加し、社会のみんなで助け合うための支援を行います。また、女性の活躍を推進するためにも、女性自身の意識啓発や能力を活かすことのできる環境づくりを行います。

男性、女性、年齢、障がいの有無などに関係なく、社会の中で自立し、心豊かに暮らせるような介護体制の整備や生活支援、生きがいづくりに取り組み、誰もが暮らしやすい地域づくりに努めます。

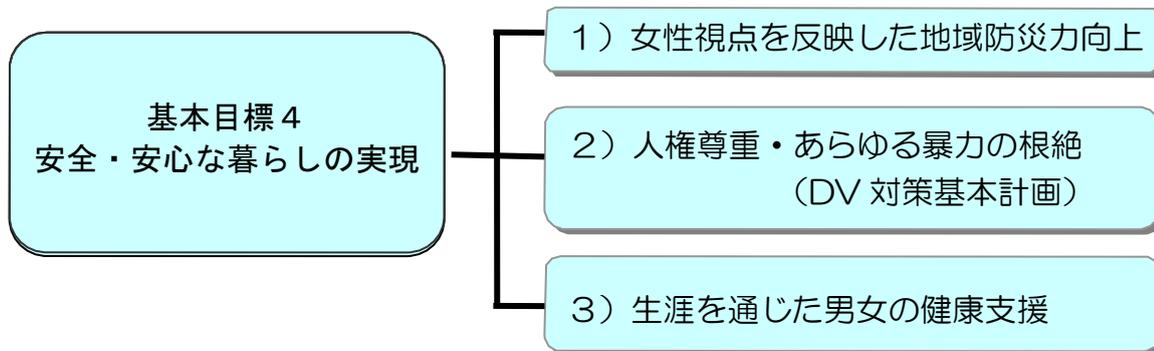


基本目標 4 : 安全・安心な暮らしの実現

- (1) 女性視点を反映した地域の防災力向上
 - ① 防災分野における女性の参画拡大
- (2) お互いの人権の尊重・あらゆる暴力の根絶
 - ① 固定的性別役割分担意識の是正及び人権尊重
 - ② 男女間におけるあらゆる暴力への厳正な対処
- (3) お互いの理解による健康の支援
 - ① 女性特有の健康問題への配慮と対策

男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任と喜びを分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、その広報・啓発活動を行います。

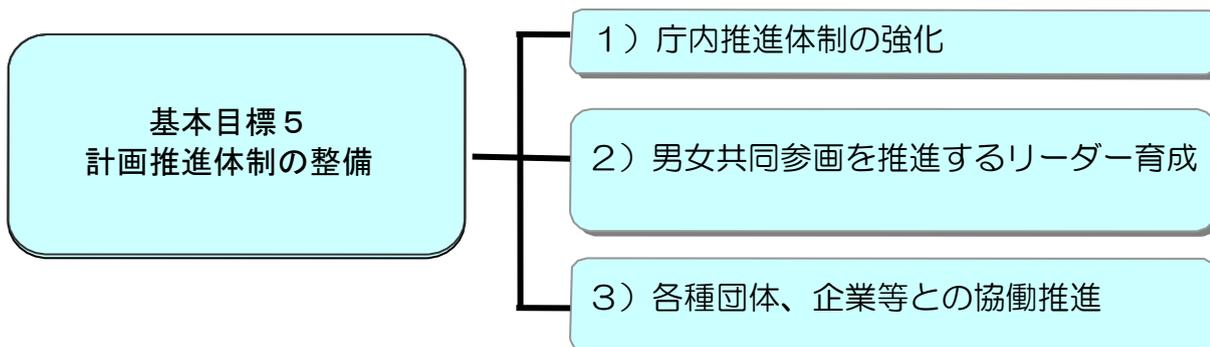
ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などは重大な人権侵害であると共に、男女平等やお互いの尊厳を重んじた対等な関係づくりを阻害する大きな要因です。あらゆる暴力の防止に向け広報・啓発活動を行います。また、被害者に対する相談体制の整備や窓口の明確化を行い、男女の人権が尊重されるまちづくりを進めます。



基本目標 5 : 計画推進体制の整備

- (1) 庁内推進体制の整備、充実
 - ① あさぎり町男女共同参画庁内推進会議の継続
 - ② 男女共同参画推進プランの実施
- (2) 町民参画による推進
 - ① あさぎり町男女共同参画推進懇話会の継続充実
 - ② ネットワークづくりの支援

男女共同参画社会を進めるためには、一部の取り組みだけでなく、社会全体で仕組みをつくり、改善していく必要があります。町民、企業、各種団体、関係機関と行政が連携して町全体で推進する体制を強化します。



第3章 施策の内容

＜基本目標 1＞男女共同参画の意識づくり

男女共同参画については、女性の問題でなく、男性を含めた町民一人ひとりが自分の問題としてとらえ、両性に対する偏見や固定的な性別役割分担意識を改革していくことが必要です。また女性も男性も自立し、共に生きることができる社会を築くために、家庭、学校、地域、職場、行政などあらゆる場面を通じて男女共同参画の意識が育つよう継続的な啓発活動を行います。

(1) 男女共同参画意識の啓発

① 固定的な役割分担意識の払拭

1) 職場・家庭・地域による慣習の見直し

◎職場・家庭・地域におけるさまざまな慣習において男女差別を助長していないかを点検し改善する。
・・・関係各課

2) 意識啓発のための全町的な講演会、セミナーなどの開催

◎男女共同参画に関わる社会背景や法制度について学び、男女共同参画社会についての知識・理解を深め、暮らしの中で実践していくことを目的に、多くの町民に浸透させるため講演会等を開催する。一般町民を対象としたセミナーに加え、各種団体への講演会も実施する。
・・・総務課

② 男女共同参画に関する啓発・広報の充実

1) 「広報あさぎり」による啓発

◎広報誌「広報あさぎり」を通じて、分かりやすく男女共同参画推進の意義等について啓発を行う。また、あさぎり町ホームページでも周知啓発を図る。
・・・企画財政課

2) 人権擁護委員による相談事業

◎男女差別・DVをはじめとする人権問題等について、人権擁護委員による人権相談を実施する。
・・・町民課

3) 町内企業研修の実施

◎町内企業等に対し、人権同和問題・男女共同参画についての社員研修の実施を促す。
・・・商工観光課

4) 町民に対する啓発冊子を作成

◎町民への啓発として啓発冊子を作成し、各種研修会や人権フェスタ時に配布する。また、パンフレットを作成し、啓発文章を掲載し、広く町民への啓発に努める。

◎各種団体（高齢者・女性・婦人会・家庭教育）などの各種団体への講話やビデオを通じて啓発に努める。
・・・総務課、教育課

③ 町職員の男女共同参画意識の高揚

1) 事業内容等の見直し

◎現在行われている業務や職場での慣行の中で、固定的な性別役割分業に基づくものや性差別につながるものはないかを点検し、行政内部の男女平等を進める。

◎広報誌等を始めとする、町の発行物では、性差別を助長するような文章表現や写真・絵・イラストなどを掲載しないよう配慮し、人権尊重の視点に立って印刷物を作成し、発行する。

◎町が発行する刊行物全般に対するガイドラインのマニュアルを作成し啓発する。
・・・関係各課

2) 町職員研修の充実

◎町職員が男女共同参画に対して正しい認識を持ち、男女共同参画についての意識を高めるように、管理職をはじめ全職員の研修を実施する。
・・・総務課

◎あさぎり町職員を対象に、人権教育研究大会などの外部研修への参加を積極的に勧め、男女差別などあらゆる差別解消に向けて行政職員としての意識高揚を図る。

・・・教育課

3) 女性職員の役職員への登用促進

◎女性職員について、様々な職種を担当し、能力・適正に基づいた役職への登用を促進する。

◎女性職員の政策立案研修等への参加を推進、男女の昇進機会の均等を図る。

◎女性職員の職域拡大及び男女の固定的な業務分担の見直し・男女均等な職務経験の付与に努め、性別による固定的な業務分担にならないよう、管理監督者への啓発を行うなど、役場が率先して男女が協調して働ける職場環境づくりを進める。

① 行政職員の職域拡大の観点から、従来の慣行的職員配置を見直し、人事異動や課内部での職務分担の変更を進める。

② 男女共同参画の意義を研修し、これまでの固定観念にとらわれず事務を担当する等の意識改革を促す。

・・・総務課

④男女共同参画に関する調査・情報収集の蓄積と提供

1) 図書資料の収集と提供

◎男女共同参画に関する図書や関連資料を収集し、男女共同参画週間に関係図書の特設コーナーを設け町民が利用しやすいようにする。

◎情報提供のため「男女共同参画社会の関係蔵書」の購入・リストの作成を関係課と検討する。人権教育に関する蔵書との関連集約を検討する。

・・・教育課

2) 男女共同参画に関する調査の実施

◎意識調査を定期的に行い男女共同参画社会の形成のための基礎資料とする。

・・・総務課

3) 情報機能の整備、充実

◎男女共同参画に関する情報を持つ関係機関とのネットワーク化を図り、町民への情報提供を行う。

◎啓発資料等（啓発ビデオ関連教材や機材）の提供、貸し出しを行う。

◎パンフレット・チラシ・冊子等の作成・配布により、町民の意識向上を図る。基本計画策定などを町民に知らせるため、啓発資料の作成に取り組む。

・・・企画財政課・総務課

(2) 男女共同参画啓発の推進

①保育園・認定こども園・学校における男女共同参画啓発の推進

1) 男女共同参画啓発の充実

◎保育園や認定こども園では、服装や生活遊びの指導において、性別役割分担を助長しないように努める。学校では、学校生活全般において性別役割分担意識の解消を目指し、男女共同参画啓発を推進する。

・・・生活福祉課・教育課

2) 教育の場への男性参画の促進

◎子育てを男女が共に担う意識が育つように、男性保育士採用を促進する。

・・・生活福祉課

◎学校での授業参観など教育の場への男性保護者の参加を促進する。

・・・教育課

3) 進路指導の充実

◎固定的な性別役割分担観にとらわれず、個性を生かせる進路選択ができるような指導を行う。

・・・教育課

4) いじめ・虐待の防止

◎いじめ対策：人権教育や心の教育を実施し、物事のルールや規範意識の醸成を行う。

心の相談員、駆け込み電話、学校警察連絡協議会等を通じ、こころのケアを行い、心身ともに調和のとれた青少年の健全育成を目指す。

・・・教育課、生活福祉課

◎虐待防止のための関係機関の連携強化：県の機関、球磨地域ネットワークとの連携により児童虐待の早期発見・早期対応を図る。虐待が児童のみならず、高齢者や障害者などあらゆる層に拡大しており、これを網羅した機関として充実させる。

・・・教育課、生活福祉課、高齢福祉課

5) いのちと性を尊重する教育の推進

保育園・認定こども園・学校における人間尊重教育の実施

◎保育園・認定こども園・学校において、自分の命も人の命も大切という人間尊重の教育を推進する。

・・・教育課、生活福祉課

②男女共同参画の視点に立った社会教育の推進

1) 男女共同参画の課題についての学習機会の整備充実

◎男女共同参画の視点に立ったさまざまな課題を取り上げ、男女の自立と社会参画の意識を高める。

・・・教育課

2) 自主的グループの育成

◎女性問題に関する講座などの受講を契機とした自主学習グループの育成を図る。

・・・関係各課

3) 乳幼児期や思春期など子育てに関する推進体制の充実

◎乳幼児期や思春期の子どもを持つ親に対する子育て講座を実施し、家庭内暴力や虐待の防止を図る。

・・・健康推進課、教育課、生活福祉課

＜基本目標 2＞男女共同参画社会のための総合推進体制づくり

女性と男性が平等に社会のあらゆる分野に参画し、お互いに自立し、充実した人生を送ることが大切です。現在では多くの女性が社会参加をするようになりましたが、まだまだ方針や政策決定の場への参画は少なく、その多くは男性で占められています。女性自らの意見や感性が社会に反映されるよう各種審議会委員、管理職員の登用や、政策決定の場への男女共同の参画が必要です。

このようなアンバランスな状況を改め、政治、経済、福祉などあらゆる分野へ男女が共に参画し、責任を担い合う社会を目指します。

(1) 男女共同参画の促進

①政策方針決定の場への女性の参画促進

1) 各種審議会等への女性の登用促進

◎国の方針では2020年までに、指導的地位に女性が占める割合を30%程度になるように期待するという目標があるが、あさぎり町においても政策決定の場である審議会への、女性の登用について、広く協力要請を行っていく。また、同じ人が幾つもの委員を兼任しないよう配慮する。
・・・関係各課

◎女性人材バンクの登録を行い、委員選考に役立てる。
・・・総務課

2) 各種審議会等への女性の登用状況調査の実施

◎各種審議会・委員会等への女性の登用状況を定期的に調査し、その結果を公表する。
・・・総務課

3) 女性の人材育成

◎各分野で政策、方針決定に参画する能力を持つ地域女性リーダーを育成するため、国内リーダー研修等へ推薦する。

◎女性人材の育成：女性団体等のネットワークづくりや学習会などの実施を通じて、意思決定の場に参画できる女性の人材や地域リーダーを育成する。

◎女性人材リストの作成：各種学習会などの実施を通じ、女性の人材を育成し、人材リストを作成する。
・・・総務課

②男女共同参画の視点を活かした地域づくり

1) 各地域活動における男女共同参画の促進

◎あらゆる地域活動における男性優位の組織運営を改め、地域組織の役員への女性の登用を推進するなど男女共同参画を促進する。また、男性の地域活動への参画を働きかける。

◎地域活動組織への女性役職登用の働きかけ：現在52区のうち、女性の役員は1名(1.9%)と低いので、今後は会議等で、行政区役職への女性登用を働きかける。
・・・関係各課

2) ボランティアの育成

◎社会参加活動を促進するための啓発活動や情報提供、登録制度の充実を図る。

◎男女共同参画を推進するリーダーの育成：一般町民による地域に密着した男女共同参画社会づくりを推進するため、国・県が開催する研修会への参加を支援する。
・・・総務課

③国際理解および交流の促進

1) 国際的視野に立った取組み

◎男女共同参画講座や講演会開催にあたって、国際的視野に立った企画を計画する。

◎国際理解教育の推進

国際社会に貢献できる心身ともに豊かで、知性あふれ、個性に満ち、国際感覚を備えた「強くて優しい」児童生徒の育成を目指す。

◎外国人英語教師による外国語教室を通じて、自然な形で外国語になれ親しむことにより、異文化に対する理解を促す。

2) 交流事業の促進

◎男女共に国際交流事業へ参加し、日常生活の中から外国女性の生活や考え方に触れられるように推進する。 . . . 企画財政課、総務課

3) 国際交流のための学習の推進

◎国際的視野に立った英会話教室などで、学習の機会を提供する。また、学校教育では、英語指導助手などを活用し、国際理解のための教育を進める。 . . . 教育課

(2) 就業雇用分野における男女共同参画の実現

①働く場における男女共同参画の促進

1) 各組織（JA・商工会等）への啓発

◎町内事業所に対し、男女雇用機会均等法及び労働基準法の周知と理解促進を図る。

◎事業所への男女共同参画研修として、子育て中の社員に対する支援などについて法制度の周知、または先進事例の紹介などの情報提供を行う。

◎自営業（農業・商業）の重要な担い手である女性の地位向上のため、また女性問題解決のため、組織をあげて啓発に取り組む。

. . . 農業振興課、商工観光課

2) 職場環境改善

◎固定的な性別役割分担に基づくものや性別により仕事の種類や内容が決められていないかを点検し、改善を図る。

◎育児介護休業法の事業所への周知

町内事業所の会合等の機会を捉え、育児介護休暇がとりやすい職場環境づくりへの理解を求める。 . . . 総務課

◎再チャレンジ支援

出産育児などで離職した女性の再チャレンジ再就職に向けた、技術取得に関するセミナーなどの情報提供の支援を行う。

◎誘致企業との男女共同参画に配慮した協定

多くの雇用が見込める企業を誘致に努め、立地協定等により町民の優先的雇用及び男女の均等な雇用、待遇について啓発を行う。 . . . 商工観光課

②多様な働き方への条件整備（ワークライフバランス、仕事と家庭の両立を目指して）

1) 多様な働き方についての情報提供と環境の整備

◎就労を希望する女性への情報提供と育児休業・介護休業の普及を図る。

. . . 商工観光課

◎仕事と家庭生活の両立支援のため、毎週木曜日の夜間窓口延長の実施を継続。町民のニーズに合わせた、年度末・年度始めの日曜日臨時開庁の実施。 . . . 町民課

2) 職業能力開発のための技術講習会等の実施

◎女性の職業能力の開発のための講習等の情報提供を図る。

3) 新たな分野への女性の進出

◎地域に密着したコミュニティビジネスなどの起業・創業による働き方を目指す町民に対し、関連するセミナー等の情報提供など、側面からの支援を図る。 . . . 商工観光課、企画財政課

③男女共同参画の視点を活かした農林業の活性化

1) 農業に従事する女性の条件整備

◎女性は重要な担い手として生産活動に参加している。女性の経営参画、後継者育成の観点から、農業女性アドバイザーの育成や家族経営協定の普及推進を図る。

◎女性の農業労働・家事労働を適正に評価し、農休日の確保や報酬等の就業条件を整備した家族経営協定の締結を推進することで、女性の労働環境の整備や共同経営者の地位を確立し、社会参画を支援する。認定農業者でメリット意義をPRし締結戸数を拡充する。

. . . 農業振興課

2) 女性の参画支援及び方針決定の場への参画推進

- ◎女性の活躍できる場づくりと女性のエンパワーメントを支援し、審議会や生産活動にかかわる協議会への女性の参画を推進し、併せて農業委員や組合理事等方針決定の場への女性の登用促進を図る。 . . . 農業振興課、農業委員会

＜基本目標 3＞男女が共に自立し豊かに生きる地域社会の実現

男女があらゆる分野へ共同参画するためには、職場、社会、地域と共に家庭生活において男女が共に協力できる関係を確立することが重要です。

一人ひとりが豊かな人生を送るために、健康や福祉の社会的基盤を整備し、子育てや高齢者介護など支え合う心豊かな地域社会をつくります。

（1）仕事と育児・介護の両立に向けた男女共同参画の推進

①男性の働き方の見直し

1) 講演会・セミナーなどの開催

◎男女が共に協力し合う家庭をつくるために、講演会・セミナー・フォーラムなどを通じて意識啓発や情報提供を行う。・・・総務課

2) 男性向け生活技術教室の開催

◎男性が意欲を持って生活技術を身に付けるよう、高齢者健康教室や家族介護者教室を開催する。・・・高齢福祉課

◎家庭生活や地域活動への男性の参加を促すため、男性も自らの健康に気を配り元気に暮らしていくことができるように、自立支援と生活習慣病の予防を目的に、男性対象の料理講習を行う。・・・健康推進課

3) 男性の育児・介護参画の推進

◎乳幼児検診の中で、父親も育児に参加し親としての認識を深める。・・・健康推進課

◎家庭教育学級の開催

子ども会、PTA等で家庭の果たすべき役割を見つめ直し、地域ぐるみで子どもを育てる環境を整備していくこと等を目指し開催。父親も積極的に参加する場を醸成する。子育ての楽しさ、男女が協力して家庭を築くことの意義に関して教育・広報・啓発を進める。

・・・教育課

◎親子料理教室、歯科教室、介護教室などの各種講座に、男性が参加しやすい体制をつくる。

・・・健康推進課、高齢福祉課

②子育て支援の充実

1) 多様な保育の充実

◎女性の出産後の職場復帰や就労継続、あるいは再就職を保障するために、延長保育・0歳児保育・一時保育等の保育の充実を図る。・・・生活福祉課

2) 学童保育事業の充実

◎育児と仕事を両立できるよう、既存の学童保育事業の充実を図る。・・・生活福祉課

3) 子育て支援サービスの実施

◎身近に相談相手や子どもを預かってくれる人のいない子育て中の家庭を地域で支援する、ファミリーサポートセンター事業などの子育て支援サービスの充実を図る。・・・生活福祉課

4) 子育て支援の充実

◎保育園・認定こども園へ行っていない子どもの育児支援を図る。

◎子育てネットワークづくりを検討する。生活福祉課・健康推進課・保育園・認定こども園等を中心とした子育てのネットワーク作りを検討する。子育ての方法等を中心とした支援を行う。

・・・生活福祉課・健康推進課

5) 相談業務の周知

◎主任児童委員や母子保健推進員などによる相談のほか、様々な相談業務の周知を図り、相談しやすい体制づくりを推進する。

・・・生活福祉課・健康推進課

③介護・看護施策の充実

1) 介護保険制度の円滑な運営

◎介護保険サービスを受けるための申請から、サービス提供までの円滑な運営と活用の推進を図る。（訪問介護、訪問看護、短期入所、通所介護等）

・・・高齢福祉課

2) 在宅介護サービスの充実及び周知徹底

◎介護を必要とする在宅の高齢者や障害者・障害児等とその介護にあっている家族のために、ホームヘルプ事業・ショートステイ事業・デイサービス事業等の充実を図る。

・・・高齢福祉課、生活福祉課

3) 介護者支援事業の充実

◎介護者の負担を軽減するための介護者支援を充実する。(介護教室・介護用品支給)

・・・高齢福祉課

④介護・看護への参加促進

1) 介護・看護事業への男性の参画促進

◎家庭における家事や介護への男女共同参画を促進する。・・・高齢福祉課、健康推進課

2) ボランティア(保育・介護等)への男性の参加促進

◎男女が相互に長所を出し合い、ボランティアの質の向上を図るため、現在女性が主となって活動している保育、介護ボランティアへの男性の参画を促進する。

・・・高齢福祉課、健康推進課

(2) 自立を支える福祉の充実

①高齢社会に向けての条件整備

1) 公共施設や道路の改善

◎「健やかで心のかよう町づくり」の実現のため、公共施設や、道路の段差などを改善する。また、女性の視点を取り入れ、あらゆる人に安心して使用できるよう工夫し整備に努める。

・・・建設林業課、関係各課

2) シルバー人材センター事業の活用

・・・高齢福祉課

3) 高齢者の自立と支援

◎引きこもりがちな高齢者でも歩いていける公民分館等で、ボランティアと一緒に楽しいひとときを過ごす「地域型サロン」「いきいき百歳体操」「転倒予防教室」を実施する。

◎一人暮らし高齢者等で調理が困難な人に対して、安否確認と食生活の向上のため配食サービスを行う。

・・・高齢福祉課

②ひとり親家庭への支援

1) ひとり親家庭の生活安定への援助

◎経済的な自立を支援するための医療助成を行う。母子寡婦福祉資金貸付、児童扶養手当支給などの各種制度の周知徹底を図る。

・・・生活福祉課

2) 母子、父子相談業務の充実

◎母子、父子相談の体制を強化、生活相談、生活指導の充実を図る。

・・・生活福祉課

③相談事業の充実

1) 女性相談等事業の整備・充実

◎女性相談等の各種相談業務の充実を図る。・・・生活福祉課

＜基本目標 4＞ 安全・安心な暮らしの実現

地震や風水害等の災害において、その発生自体をコントロールすることは不可能ですが、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」のためには、あらゆる局面で女性をはじめとする多様な住民の意見を反映させることができるよう、男女共同参画の視点からの備え、避難所運営及び被災者支援を行っていくことが重要です。

ドメスティック・バイオレンス、セクシャルハラスメントは、パートナーなど近親者間における暴力、性犯罪等、決して許されない重大な人権侵害で、被害者の多くは女性です。

DV防止法の施行に伴い、あらゆる暴力への厳正な対処に努め、相談事業を進めると共に、暴力発生を防ぐ環境づくりに努めます。併せて、暴力を許さない人権に対する意識を、一人ひとりの心の中に育てていきます。

(1) 女性視点を反映した地域の防災力向上

①防災分野における女性の参画拡大

- ◎過去の災害において、授乳室や更衣室の必要性や女性用品の供給等、男女のニーズの違い等に配慮が不足するなど、災害時の課題が顕在化したことを踏まえ、様々な意思決定過程で女性をはじめとする多様な意見が反映され、男女共同参画の視点を活かした防災の基盤づくりを進めます。
・・・総務課
- ◎防災会議や消防団への女性の登用、地域の防災を担う女性リーダーなどの育成を支援し、防災の意思決定の場への女性参画を促進することで、男女双方の視点を反映した防災体制の整備を推進します。
・・・総務課

(2) あらゆる暴力の根絶

①男女間におけるあらゆる暴力への厳正な対処

- 1) ドメスティック・バイオレンス、セクシャル・ハラスメントや性犯罪、ストーカー行為への対処やデートDVに関する予防啓発
 - ◎DV相談に対して適切な対応ができるよう、研修会等への参加により職員の資質の向上を図る。相談に対し民生委員等を中心に関係機関と連携し、早急な対応ができる体制を確立する。
 - ◎広報誌や町のホームページへの掲載を通じて、DV等が人権侵害であることを広く町民に周知する。相談窓口の周知。
・・・生活福祉課
- 2) 関係機関団体等による被害者保護のネットワークづくり
 - ◎町・福祉事務所が相談窓口となり、女性相談センター、警察等の関係機関と連携を図る。
・・・生活福祉課、町民課

(3) お互いの人権の尊重

①固定的性別役割分担意識の是正及び人権尊重

- 1) お互いの人権が侵害されないような表現への配慮
 - ◎性的側面のみを強調したり、暴力を無批判に取り扱った情報の防止に努める。
・・・総務課
- 2) 青少年の健全育成に向けた環境浄化への取組み
 - ◎青少年・弱者の人権を侵害するような、性・暴力表現の改善に向けた働きかけに努める。
・・・教育課

(4) お互いの理解による健康の支援

①女性特有の健康問題への配慮と対策

- 1) 女性保護についての啓発
 - ◎妊娠・出産にかかわる健康管理の実施に努める。(乳児・産婦訪問指導)・・・健康推進課

2) 健診の充実

◎子宮がん・乳がん・各種がん・特定健診の健診を推進する。 . . . 健康推進課

3) 健康教育の充実

◎誰もが健康でいきいきと暮らすため、日ごろの栄養バランスと適度な運動の指導を推進する。
. . . 健康推進課

4) 健康づくりのための組織活動の充実

◎食生活改善推進協議会等の団体が活動を円滑に展開できるよう支援する。 . . . 健康推進課

＜基本目標 5＞計画推進体制の整備

この計画を着実に推進し、男女共同参画社会の実現を目指していくために、行政内部での全庁的な取り組みが重要になります。町民、企業団体の理解と協力のもと、町民と行政が一体となって推進するための体制を整備します。

（１）庁内推進体制の整備、充実

①あさぎり町男女共同参画庁内推進会議の継続

1) あさぎり町男女共同参画庁内推進会議の運営と充実

◎男女共同参画推進のため、関係課相互の連絡を密にする。 . . . 総務課

2) 男女共同参画推進担当者の位置付けと職員配置の検討

◎男女共同参画を全庁的課題としてとらえ、総合行政として実をあげるため庁内における位置付けを検討する。また、女性問題は男性問題であるという観点に立ち、男性職員の担当も検討する。 . . . 総務課

②男女共同参画推進プランの実施

1) 男女共同参画プランの実施状況の把握

◎毎年1回プランの進捗状況を調べ検討すると共に、新たな課題に対して計画の見直しを行う。 . . . 総務課

（２）町民参画による推進

①あさぎり町男女共同参画推進懇話会の継続充実

1) 懇話会の継続的設置

◎定期的な計画の見直しや社会情勢の変化に伴い、新たな課題に対する男女共同参画推進に対する立案、推進に関して必要な助言、提言を得るため継続して設置する。 . . . 総務課

2) 懇話会の調査、研究活動の充実

◎あさぎり町における女性問題と関係施策のあり方について、広く意見を求め施策に反映させる。 . . . 総務課

②ネットワークづくりの支援

1) 女性団体などのリスト作成

◎女性団体などのリストを作成し、女性の交流やネットワークづくりを促進する。

2) 女性団体の活動支援

◎町内の女性グループや、やる気のある人材の情報収集を行うとともに地域活動の活性化を図るため、各種女性団体の活動を支援する。 . . . 関係各課

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号
同 11 年 12 月 22 日同 第 160 号

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成す

ることをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財

政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定

し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 抄

(施行期日)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法 (平成 9 年法律第 7 号) は、廃止する。

附 則 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律 (平成 11 年法律第 88 号) の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法 (平成 9 年法律第 7 号) は、廃止する。

(施行の日=平成 13 年 1 月 6 日)

(1) 略

(2) 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定
公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から (10) まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号） 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

あさぎり町男女共同参画推進懇話会設置要項

平成17年12月1日

告示第66号

改正 平成21年9月15日告示第60号

(設置)

第1条 男女共同を基礎に、男女が家庭、地域、職域等あらゆる分野に自由な意思で参画し、共に社会的責任を担いながら性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を築くための推進に資するため、あさぎり町男女共同参画推進懇話会を置く。

(協議事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について協議し、必要に応じて町長に具申する。

- (1) 男女共同参画に係る、調査研究に関すること。
- (2) 男女共同参画に係る、基本的な施策の検討及び推進に関すること。
- (3) その他、男女共同参画社会の形成に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、町長が委嘱する委員11人以内をもって組織する。

- 2 懇話会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の前任期間とする。

(会議)

第5条 懇話会は、必要に応じて会長が召集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要項に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年9月15日告示第60号)

この要項は、平成21年9月15日から施行する。

【用語解説】

※ 育児・介護休業制度

育児・介護休業法（正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」）に規定されている労働者の育児・介護休業について、事業主が制度を設けるものです。育児・介護休業法では、子どもの養育や高齢者の介護などのために、従業員が休みを取ることができる制度の設置などを事業主が講ずることなどにより、このような労働者が退職せずに済むようにし、その雇用の継続を図るとともに、育児又は家族の介護のために退職した労働者の再就職の促進を図ることとされています。

※ 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。

※ M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることを指します。これは、結婚・出産を機に労働力市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場へ参入するという特徴があるためです。国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下は見られません。

※ 家族経営協定

家族経営が中心の日本農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。家族経営協定は、家族農業経営をより良いものにするために、労働時間・労働報酬・休日などについて文書により取り決めを行い、それぞれ自覚をもって経営に参画することを目的に締結するものです。

※ ジェンダー

肉体的な性別に対して、「男らしさ」「女らしさ」のように、歴史的・社会的・文化的につくられた性別を指します。社会やしつけ、教育によって後天的に形成されるものとされています。

※ **ストーカー行為**

恋愛感情その他の好意の感情、またはそれが満たされなかったことから、特定の人やその家族に対して待ちぶせやつきまとい、乱暴な言葉、名誉を害する行為などを繰り返して行うことを「ストーカー行為」と規定しています。

※ **セクシャル・ハラスメント（セクハラと略される）**

性差別の具体的な現れとして、職場や学校などで起きる性的いやがらせを指します。相手の意に反した性的な性質の言動であり、身体への不必要な接触・性関係の強要・性的なうわさの流布・衆目にふれる場所へのわいせつな写真の掲示などが含まれます。

※ **パワー・ハラスメント（パワハラと略される）**

職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為をいいます。上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれるものです。

※ **マタニティー・ハラスメント（マタハラと略される）**

妊娠・出産に伴う労働制限・就業制限・産前産後休業・育児休業によって業務上支障をきたすという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせを行う行為のことを指します。妊娠中に嫌がらせによる流産の危険性もあり、男女雇用機会均等法・育児介護休業法・労働基準法に違反する場合も多々見受けられます。

※ **パタニティー・ハラスメント（パタハラと略される）**

パタニティー（Paternity）は英語で“父性”を意味し、男性が育児参加を通じて自らの父性を発揮する権利や機会を、職場の上司や同僚などが侵害する言動におよぶことを、パタニティー・ハラスメントといいます。男性の育児休業や育児目的の短時間勤務、フレックス勤務などを申し出る男性に対する嫌がらせのことです。

※ **スメル・ハラスメント（スメハラと略される）**

スメルハラスメントとは、臭いを原因として、周囲に不快な思いをさせる行為を指します。「ハラスメント」の一種ではあるものの、意図的な場合だけでなく、本人が気づかぬまま意図せず周囲に迷惑をかけている場合も多いようで、職場を退職する理由としてスメルハラスメントが挙がるようになるなど、日本においても社会問題となりつつあります。

※ **ドメスティック・バイオレンス（DVと略される）**

広い意味で、家庭内弱者（女性・子ども・高齢者・障がい者など）への虐待や暴力をいいます。一般的には夫婦や恋人など親密な間柄にあるパートナー間においての身体的・精神的・性的な暴力を指します。

※ **デートDV**

交際中の若い世代で起こる暴力のことです。身体的・精神的・経済的・性的な暴力など様々な種類があります。「デートDV」の特徴は、束縛と性的暴力です。交際関係にあることで、被害者がDVだと認識していないことがあるようです。

※ **男女共同参画社会**

男女が社会の対等なパートナーとして、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会です。男女が等しく政治的・経済的・社会的及び文化的利益を得ることができ、ともに責任を担うべき社会を目指すものです。「参画」とは、単なる参加ではなく、積極的に意思決定に加わるという意味が込められています。

※ **男女共同参画社会基本法**

男女共同参画政策推進の包括的根拠法。男女共同参画社会の実現を21世紀の日本社会を決定する最重要課題と位置づけ、基本理念・方向を示し、国・自治体・国民の責務を定め、取り組みを推進するため法律です。

※ **男女雇用機会均等法**

正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といいます。雇用の分野で、男女に平等に機会が与えられ、待遇が確保されることを目指す法律です。また、女性労働者に関して、妊娠中及び出産後の健康の確保を図るなどの措置を推進することを目的とします。

※ **ワーク・ライフ・バランス**

仕事と生活の調和のことです。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指すものです。

発行 あさぎり町
編集 あさぎり町役場総務課
〒868-0408 熊本県球磨郡あさぎり町免田東 1199 番地
TEL 0966-45-1111
FAX 0966-45-3667
ホームページ <http://www.asagiri-town.net/>